

三河港 継続輸入自動車助成金制度

三河港の神野・明海地区で完成自動車を平成25年又は過去3年の平均より上回る台数を輸入した企業に対し、助成金を交付します。



継続して完成自動車の輸入をおこなう企業に対し 1台につき500円助成！

◀助成制度の概要▶

○定義

- ・継続輸入完成自動車⇒三河港において継続輸入している正規輸入代理店又は当該自動車メーカーの日本現地法人扱う完成自動車

○助成の対象となる条件

次にあげる要件を満たす事業者が荷主となる場合

- ① 国内に事業所を有する事業者
- ② 次のいずれかの条件に該当する企業
ア 海外自動車メーカーが生産する完成自動車を輸入する正規輸入代理店又は当該自動車メーカーの日本現地法人（平成31年の輸入台数が平成25年の輸入台数若しくは過去3年間の平均輸入台数を上回る場合に限り）
イ 国内自動車メーカー（海外現地法人を含む）が生産する完成自動車を輸入する当該自動車メーカー（平成31年の輸入台数が平成25年の輸入台数若しくは過去3年間の平均輸入台数を上回る場合に限り）
- ③ 3カ年以上継続して三河港にて完成自動車の輸入を行う企業

○助成金額

- ① 平成25年の輸入台数若しくは過去3年間の平均輸入台数を上回る台数一台につき500円
※上回る台数が100台以上の場合に限る
※ 同一対象者への1年度間の交付上限台数は5,000台（但し、予算の限りあり）
※ すでに『三河港新規輸入自動車助成金』の交付を受けた企業は対象外

○助成期間

- ・交付開始年度を含め通算3年間交付

○実施主体

三河港振興会

【お問合せ先】 三河港振興会事務局
豊橋市神野ふ頭町3番地の29 ポートインフォメーションセンター2F
TEL:0532-34-0130 FAX:0532-34-0172 E-mail:mppa@swan.ocn.ne.jp